

荒川総合スポーツセンター駐車場防犯カメラ設置運用基準

地域文化スポーツ部
スポーツ振興課

(趣旨)

第1条 この基準は、荒川区防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成25年条例第28号。以下「条例」という。)第4条第1項に基づき、荒川総合スポーツセンター駐車場(以下「駐車場」という。)に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(設置目的)

第3条 防犯カメラの設置目的は、駐車場における犯罪の発生を予防し、駐車場を利用する区民等の安全及び安心を確保することとする。

(設置年月日)

第4条 防犯カメラは、令和2年4月1日から運用を開始する。

(機器構成等)

第5条 防犯カメラは、カメラと記録再生装置の別置型とし、別表のとおり設置する。

2 防犯カメラで撮影した画像は、荒川総合スポーツセンター指定管理者が指定する駐車場管理受託事業者(以下「受託事業者」という。)のコールセンター内に設置する記録再生装置に内蔵されたハードディスク(以下「記録媒体」という。)に記録することとし、画像データを転送する際は、画像が不正に抜き取られないための対策を行うこととする。

記録再生装置にはパスワードロックを施すとともに、パスワードを初期設定から変更する。パスワードは毎年度末に変更するとともに変更した旨を区へ報告するものとする。

3 監視モニターの設置場所は、受託事業者のコールセンター内とする。
コールセンターは第3者が立ち入らないものとする。

(撮影対象区域等)

第6条 防犯カメラの撮影対象区域及び配置並びに防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラ設置者の名称を表示する場所は、別紙図面のとおりとする。

(防犯カメラ管理責任者等)

第7条 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者(以下「管理責任者」という。)は、地域文化スポーツ部スポーツ振興課長とする。

2 管理責任者を補佐する者(以下「取扱責任者」という。)はスポーツ振興係長及び受託事業者の業務責任者とし、責任区分は以下のとおりとする。

- ・設置機器に関すること：受託事業者の業務責任者
- ・運用面に関すること：スポーツ振興係長

3 防犯カメラを取り扱う者(以下「取扱者」という。)は、スポーツ振興係員及び受託事業者の担当職員とする。

(受託事業者による防犯カメラの取扱い)

第8条 受託事業者は、防犯カメラにより取得する個人情報の取扱いの適正を期するため、区との契約により義務付けられた個人情報保護に係る規定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(画像データの保管等)

第9条 画像データの保管期間は、画像データとして記録された日から14日間以内とし、保管期間経過後に、新たな画像データで上書きすることにより消去する。

2 管理責任者は、画像データの保管に当たっては、画像データの漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 画像データの記録された記録再生装置は、コールセンター内に設置するとともに、管理責任者、取扱責任者及び取扱者以外の者が、画像を閲覧・抽出することができないような措置を講じなければならない。

(画像データの取扱い)

第10条 管理責任者は、画像データを取り扱う者を取扱者の中から複数特定するものとし、画像データの取扱いは、管理責任者の承認を得た上で、取扱責任者の立会いの下、取扱者が行うものとする。

2 画像データの取扱いは、コールセンター内において行うものとし、取扱責任者及び取扱者以外の者の目に触れることがないようにしなければならない。ただし、第12条第2号の規定により画像データを利用し、又は第三者へ提供する場合は、当該利用又は提供を求める者に対して閲覧等をさせることができる。

3 画像データを取り扱ったときは、その内容を画像データ検索記録簿(別記第1号様式)に記載するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、画像データ検索記録簿の記載を省略することができる。

- (1) 次条第2項の規定により、記録媒体廃棄記録簿に記載したとき
- (2) 第17条第2項の規定により、保守点検記録簿に記載したとき
- (3) 第18条第3項の規定により、修理経過記録簿に記載したとき

(記録媒体の廃棄)

第 1 1 条 画像データの記録された記録媒体を廃棄するときは、当該記録媒体を破砕する等の方法により、画像データを復元することができないようにしなければならない。

2 記録媒体を廃棄したときは、その内容を記録媒体廃棄記録簿（別記第 2 号様式）に記載するものとする。

（画像データの適正な利用等）

第 1 2 条 管理責任者、取扱責任者及び取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（ 1 ）画像及び画像データ（以下「画像等」という。）から知り得た情報を他に漏らしてはならない。管理責任者、取扱責任者及び取扱者でなくなった後においても同様とする。

（ 2 ）画像等の利用又は提供については、荒川区個人情報保護条例（平成 8 年荒川区条例第 2 8 号）の定めるところによる。

（ 3 ）前号に定める利用又は提供をするに当たっては、必要と認められる画像データを抽出し、閲覧させ、又は必要に応じて記録媒体に記録して提供することにより行うものとする。

（画像データの開示）

第 1 3 条 画像データの開示については、荒川区個人情報保護条例の定めるところによる。

（費用負担）

第 1 4 条 この基準の規定に定める開示の請求に要する費用の負担については、荒川区個人情報保護条例の定めるところによる。

（苦情の処理）

第 1 5 条 管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する区民等からの苦情があったときは、迅速かつ適切に処理するものとする。

（事故等の報告）

第 1 5 条 取扱責任者は、防犯カメラに係る事故等が発生したときは、速やかに管理責任者に報告するものとする。

（利用者等への周知）

第 1 6 条 管理責任者は、防犯カメラの設置目的を施設利用者や地域住民等へ十分周知するよう努めるとともに、職員及び利用者等への防犯カメラに対する理解の徹底を図るため、運用上の必要事項を記載した普及啓発文書を設置するものとする。

（保守点検）

第17条 画像データの記録が正しく行われているかどうかを1年に1回以上確認するものとする。

防犯カメラの物理的な異常の有無を3か月に一度以上目視点検するとともに、点検結果を区へ報告するものとする。

2 前項の確認を行ったときは、その内容を保守点検記録簿(別記第3号様式)に記載するものとする。

(機器の修理)

第18条 機器の修理は現地で行うことを原則とする。ただし、修理受託事業者が記録再生装置を持ち帰って修理する必要があるときは、画像データを専用の記録媒体へ一時的に移行した上で、修理受託事業者が記録再生装置を引き渡すとともに、修理受託事業者から従業員の誓約書の写しを区に提出させなければならない。

2 移行した画像データについては、第9条第1項に規定する保管期間経過後、速やかに廃棄するものとする。

3 修理受託事業者が記録再生装置を持ち帰って修理したときは、その内容を修理経過記録簿(別記第4号様式)に記載するものとする。

(その他)

第19条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表

No.	設置場所	設置台数
1	精算機付近	1台
合計		1台